京城新聞

寄書

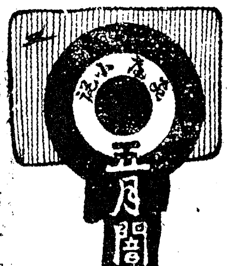
廓然君に答ふ

不言生

寛容せよ廓然君足下余は文言に拙なり故に意志の存する處を表示する上に於て往々他人をして誤讀せしむること少なしとせず然れども又足下の如く他人の文章に對し輕々に看過して輕々に問ひを發一ゝのあるを見ざるなり故に余は足下に再讀を請ふの外別に答辨するの必要を認めざるなり然りと雖も世上或は足下の如きものなしとも測られざれば質問の一端を擧げて貴問に答へんのみ自餘の三隅は足下請ふ之を推知せられよ

我日本 天皇陛下は姓氏を有し玉はず絶對にましますが故に、の言に對し足下は曰く足下の所論は聊か牽强附會の譏を免るべくもあらずと云云せらるゝは思ふに足下は日本 天皇陛下にれかせられても姓氏を有せりとの意なるか或は又絶對にましまさずとの意なるか乃至世界各國の君主と同一にましまして更に異なることなしとの意なるか廓然君足下、足下も又均しく大日本帝國の臣民ならずや臣民たらば拱手一番我國躰に就て沈思瞑想せられよ自から廓然として大悟徹底することある可きなり。其原時始代の吾人の祖先は何人か姓氏を有したるものありやとの問ひは不當の言議と云はざるべからず誰か原始時代の人に姓氏を有したりと云ひしものぞ、原始時代の姓氏を有せざるものが其儘今日に存續しつゝあるものは獨我日本 天皇陛下のみにあらずや世界各國の君主は原始時代の如くなる能はずして悉く姓氏を有するに至れるにも係はらず獨り我が天皇陛下のみ姓氏を有したまざるが故に特殊の君主にあらずや絶對の陛下にあらずや之をしも足下は牽强附會となして斥ぞくる耶足下宜しく不敬に亘ることなき樣注意ありたし斯く偶然なるが如くしてしかも偶然ならざる事實の存するは偶々以て我國躰の萬國に冠絶する所以なり斯る臣民が世界に蔓延するの𣊓は即ち教育勅語が世界に普及するの時なり故に教育勅語を以て生命とする吾人臣民は此信念なかるべからず此信念は直に吾人臣民の安心立命なり吾人臣民が日常修身の要道なり此他又何をか要せんや故に余は廣義即ち或る廣き意味に於て宗教と名けたる所以なり思ふに足下は啻に佛耶二教の如く信仰箇條を設くるもの、個人主義なるもの死後靈魂の歸着安定を說くものをのみ宗教となすを知つて、此等を說かざる神道を以て或る廣き意味に於て宗教と名づけ得べき所以を知らざるなり、世間或は足下等の如く理想淺薄なるものなきを保すべからざるを豫知するが故に余は前以て狹義にあらずして廣義なりと云ひし所以なり足下余が世界の大宗教たるの文を再讀熟考せられんことを

新刊紹介



●東洋時報● 依例光彩陸離たり重要記事は「國民的發展」「學術の進歩と農業の關係」「韓國經濟事情」等なり（一部十五錢百二十號東京麹町區内山下町東洋協會）

●東京經濟雜誌● 本誌重要記事は「航路補助問題」「租税の徵收と社會的穩攘」「印度の勞働問題」等なり（一部十二錢一四五九號東京々橋區彌左衛門町東京經濟雜誌社）

小說

（騷擾十五）　河合柳葉



雅致の間に大山は、暫し思案する如き樣子を示した後

「左樣でございます、私は御病氣御保養のお供に參つてる身分でございまするゆゑ、御保養中に女などはお躰に障りますのみならず、お屋敷へ申譯の辭がございませんから、どうぞ御斷念下さいまするやうにと、懇々お願ひ申しましたが、どうして斷念する事はならない、强て斷念せよと云へば益々病氣が重くなるが、病氣が重くなつても斷念せよと勸めるかさ、恁樣に仰せになるもんですから、御前の御病氣には換られませんから、それでは左に右一應宗匠へ話して見ませうと、お受けは致しましたものゝ昨日始めて逢つたばかりの私でございますゆゑ、何と宗匠に話したものであらうか、豈夫妹御を妾にさし何が何でも言ひ難し、實は其辭に困りまして、これは何に致しても若樣は御懇意の御樣子であるから、若樣へ御相談申して宜い御智慧を拜借致して其上の事に致さうと存じましたので、別に考へもなにもないので御座います、どうぞ宜い分別を拜借致したいものでございます。」

「なる程、それほど御執念なら、今更御諫申した所で却つて病氣を重くするやうなものだ、致方がないから兄上の望み通りに彼女をお側へ呼寄せるより外はないだらう、先づそれはそれと極めた所で、山川への申込みだがね、彼の男は俳句の宗匠こそして居るが、あれで元は相應な幕臣の家に生れたもので、なかなか氣骨の稜々とした男だから、話の爲やうでは一も二もなく謝絶して了うかも分らない、余程呼吸を計つて話さなきやならないのだ、さころがお前はまだ懇意など云ふ間でもないから、何彼につけて不都合な場合もあるだろうゆゑ、何事も兄上のためと思つて、私が宗匠に會つて旨く話してやろう、私の口から申込めば大抵十中の八九までは成功する積りだから。」

「どうも有難う存じます、若樣に然う云ふ風に願はれますると、誠に何彼に就けて好都合でございます、甚だもつて恐縮の至りでございますが、御前のため私を助けるためだと思召しまして、どうぞ一つ御盡力下されまするやう、偏にお願ひ申しまする。」

「ではこれから、直に山川の宅へ出懸る事に致すから、どうか兄上へ宜しく申上げて下れ、いつれ吉左右を得て歸りがけにお目に懸る事に致さう。」

「御前へは私より宜しくお申上げまするでございます、左樣なれば恐縮ながら宜しくお願ひ申上げます。」

雅致は大山と別れて其まゝ山川の宅へ出掛て往つた。

大山は又爲雅侯の室に到り、

「宇治の若樣に私の心として、お願ひ申しました所が早速御承諾下さいまして只今直に先方へお出懸け下さいましてございます」

爲雅は最と滿足の体で、

「ふむ、雅致が參つたか、どうか巧く話して承諾させて下れりや宜いがね。」

「十中の八九までは成功さすと云つてお出になりましてございますゆゑ、大抵は大丈夫かと存じまする。」

「何にしても心配でならんわい。」

▲無料紹介欄▼

人事部

●被雇度　年齡三十朝鮮語に至極熟練の者にて普通教育ある者　氏名在社（四一）

●求職　年齡卅歳中等教育を受たる男子會社の事務員及商店の記帳方に雇れたし但通勤にても宿家にても宜し　姓名在社（四二）

●人を搜す　旭町一丁目に住する遠藤といへる人にて妓蓮と釜山を出願せる方に至急面會したし　泥[illegible]　玄ツル子（四〇）

●求職　体健の青年高等教育あつて韓語に通ず相當の給料にて就職を望む但し確實なる保證人あり　姓名在社（二九）

●質素なる家庭に疊二三枚若しくはオンドル一間借り受け家族同等の待遇にて下宿したし　姓名在社（四三）

●被雇度　旅館料理店又は商店の帳場に雇はれ度し其他余り勞力を要せぬ事何にても宜し保證人あり　姓名在社（四四）

●普通學教師を望む　某專門學校出身者午前中或は夜間學校教師を望む就中英語算術に通ず　姓名在社（四五）

●年二十四教育有簿記精通商店經驗有午後自四時朝九時迄執務如何を不論執務し度し可成家庭的書生等望　姓名在社（四六）

●被雇度　年廿三才にして普通教育有商業の經驗も有會社又は通勤商店員に雇はれたし　姓名在社（五〇）

●被雇度　中等教育あり商店又は會社等に雇はれたし　姓名在社（五一）

●被雇度　簿記學全科を修め銀行業に從事せし事十年銀行會社に雇はれたし　姓名在社（五二）

●女雇入　容姿普通十四才以上廿六歳以下女至急入用、依望、學問及琴曲を習得せしむ、給料面談南山町三の九六琴曲教場伊藤

●毎日曜日を除き毎夜午後八時より懇篤に英語を教授す月謝壹圓束脩を要せず　いの出町百十八番　英學塾（五四）

●新聞社の校正係又は外交員を希望年三十五元刑事且つ活版事業に經驗ある者　姓名在社（五八）

●長崎縣早岐生の山田太平氏に至急面會したし直ぐに住所を知らせ（六一）

●奉公望　確實なる家庭の内に下女奉公したし年十九　氏名在社（六五）

●求婚　本年二十八月收八十圓血正体健十八九の良家の淑女と結婚したし　氏名在社（六六）

物件部

●雲母產地　至急買入たし　氏名在社（六六）

●借地　明治町三丁目憲兵隊附近にて二十坪餘の貸地を求む（但裏通にても可）　京城本町八丁目　吉田傳次（三八）

●從來開業中の處突然歸國の不得已に付醫療機械藥品及び患者付の儘にて至急譲渡したし　姓名在社（四七）

●古本　買入れたし　本町七丁目　秋田屋（四九）

●蓄音機　譲たし但附屬品付二個あり　社内　坂

●電話　至急買たし　社内島村（五七）

●貸地　古市町韓國畜產株式會社近傍約六十坪　古市町九番戸　小縣（五五）

●旭町一丁目通湯突十五間地所附（但七十坪）安價に譲りたし　姓名在社（六十）

●貸家　六疊二間四疊一間永樂一　高燥にて井水潔　氏名在社（六二）

●貸間　本欄人事部に御答申すオンドル一間疊貳枚敷餘り庭園尤雅にして閑靜詳細は御來談を乞ふ　永樂町佛國領事館裏山田（六三）

古着道具買たし本町七丁目一六號貸（六四）

●外交係入用　市内保證人あるもの本人直接來談を乞ふ　南山町二の一七三農商工組合事務所（六七）

●弟子入用　但し十四五歳のもの　氏名在社（六八）

京城新聞

十三師團鎭魂祭

猶太の大聖基督は人類の靈魂を救はんとして生命を犧牲に供したり、基督の教興が今尚は多數の人に深き信念を與ふる所以のものは十字架上に流されたる鮮血によりて彩らるゝが爲なり、基督教は基督の肉と血を以て生命となせり、余輩は昨夏以來戰病死したる十三師團兵勇の鎭魂祭を執行せらるゝに就て其生命と鮮血の犧牲が如何に貴くして崇高の感念を起さしむるかを思はずんばあらず、在韓邦人は無論日本帝國民は十三師團の兵勇が流したる鮮血の犧牲に向て深大なる感謝を表せざる可らず、日韓協約の締結は此犧牲の賜なり、日韓協約は此等兵勇の鮮血によりて書かれたりと云ふも敢て過賞にあらず、世に何ものか生命より貴きはなし、韓國に對する帝國の保護權は此等兵勇の淋漓たる鮮血に依りて得たるに非ざる乎、日露戰役に討死したる兵勇の功勞と毫も異るなし、唯事件の小なるが爲に世人の注意を惹かざるのみ、然れども等しく帝國々運の進張の爲に其生命鮮血を犧牲に供したるなり、決して其功勞は劣るべきものに非ず、明十日德壽宮に於て岡崎師團長は此等兵勇の鎭魂祭を擧行せらるべしと云ふ、余輩は滿腔の誠意を以て其靈を祭り永く銘記せんとするものなり、

玆に祭らる所の兵勇等が靈は之れ帝國々民が大陸發展の守神なり、誰か此崇高なる犧牲を追懷するに於て感慨せざらんや、其流したる淋漓たる鮮血を思はゞ誰か奮起せざらんや、彼等は肉體を犧牲に供したり、されども其靈は生きて長へに帝國々民の心を獎勵するなり、玆に至て彼等兵勇の死は大なる意味を含有するものなり、

世には兵勇の戰死を以て奉公の義務にして當然なりとなす冷酷なる輩もあり、斯る無涙漢には崇高なる犧牲の眞意を解する能はざるなり、帝國々民にも斯る冷膓漢ありとは遺憾なり宜しく制裁を加ふべきなり、

而して此崇高なる犧牲に依り締結されたる日韓協約は如何に實行せられつゝあるかに想到すれば余輩は聊か慊なき能はず、捨名取實なる名目の下に極て緩慢なる政策を採らるゝに過ぎず、兵勇の鮮血は多大の意味を有するにも拘らず、保護權行使の按排は兎角に斷を缺き動もすれば好機を逸せんとする傾向を見るに於ては深慨せざるを得ず、斯くては兵勇等の靈魂も亦瞑する能はざらん乎、惟ふに兵勇等の靈を慰するの方法は夫れ唯鮮血を以て書きたる協約の精神を活動せしむるにあるのみ、彼等は之が爲に犧牲となりたればなり、尚前途第三第四第五の協約を要するやも知るべからずと雖も、十三師團の兵勇が流したる鮮血を最も有意味に發現せしめざる可らず、伊藤統監は之を爲すべき大責任を負ふものなり、

東京電報

▲足立參事官の漫遊

足立參事官は十二日頃東京を出發し滿韓漫遊の途に上る筈なり

▲若林總監の參內

近日韓國に赴任すべき韓國警視總監前島根縣知事若林賚藏氏は本日參內賢所を參拜せり（以上七日發）

雜報

●拓殖會社定款

東洋拓殖株式會社は創立委員長正親町實正の名を以て會社定款の認可を申請し二十一日別項の如く日韓政府より認可されたり其定款は左の如し

東洋拓殖株式會社定款

第一章　總則

第一條　本會社は東洋拓殖株式會社と稱し東洋拓殖株式會社法及び韓國東洋拓殖株式會社法に依り設立す

第二條　本會社は韓國に於て拓殖事業を營む

第三條　本會社は本店を京城に置く

第四條　本會社は[illegible]日韓兩國政府の認可を受け各地[illegible]事有るべし

第五條　本會社の資本金は壹千萬圓とす但し[illegible]日韓兩國政府の認可を受けて此れを增加する事あるべし

第六條　[illegible]株式金額の拂込[illegible]

第七條　本會社の存立時期は設立登記の日[illegible]日韓兩國政府の認可[illegible]する事あるべし[illegible]せんとする時は更に日韓兩國政府の認可を受く

第八條　本會社の公告は日韓兩國官報及び[illegible]する新聞紙にて此れ[illegible]以外の他國にて社債[illegible]の地方にて發行する[illegible]代ふる事を得

第二章　株式

第九條　本會社の株式は總べて記名式とし日韓兩國人に限り此れを所有する事を得

第十條　本會社に於て韓國政府が左記の財產を出資するを承認し其の財產價格金三百萬圓に對し六萬株を給す

一　水田　五千七百町步

一　田　五千七百町步

第十一條　本會社の株式數は貳拾万株とし一株の金額を五十圓とす

第十二條　本會社株主の責任は其の株式の金額を以て限度とす

第十三條　本會社の株券は一株券五株券十株券五十株券百株券千株券の六種とす

第十四條　本會社の株券には社名登記年月日株式數、金額、拂込金額及株主の氏名を記し此れに記名調印す

第十五條　株金の拂込は每一株第一回は金拾圓とし第二回以後は事業の必要に應じ其金額及期限を定め三十日以前に其通知を發す但し一回の拂込金は一株金十二圓五十錢を超過する事を得ず

第十六條　株主が拂込期日に株金の拂込を怠りたる時は其金額に對し每百圓に一[illegible]を徵收す

第十七條　株主が拂込期日後十五日を經過するも[illegible]さざる時は十五日以[illegible]催告し期限に至りて[illegible]社の株主の權利を[illegible]るを得

[illegible]其の權利を失ひたる[illegible]還付せず

第十八條　[illegible]の株金拂込期日後十[illegible]の拂込をなさざる時は十五日以內に拂込むべき旨及其の期限內に拂込まざる時は株主の權利を失ふべき旨を通知するを得

前項の場合に當り株主が其の權利を失ひたる時は本會社は株式の各讓渡人に對し十五日以內に辨納すべき旨を催告し最先に滯納金を辨納したる讓渡人に其の株式を取得せしむ讓渡人辨納をなさざる時は本會社は株式を競賣に附し其の賣得金額滯納金額に滿たざる時は前株主をして其の不足額を辨償せしめ若し前株主十四日以內に此れを辨償せざる時は本會社は讓渡人に對し其辨償を請求す

第十九條　前條に定めたる讓渡人の責任は讓渡を株主名簿に記載したる後二ヶ年を經過したる時消滅す

第二十條　會社其の他公私法人が本會社の株式を所有する時は其の代表者を定めて本會社株主名簿に此れを記載すべし

株式が數人の共有なる時は共有者又は株主の權利を行ふ者各一名を定むるを要す

第二十一條　株主又は法定代理人は株式取得の時其の氏名住所及び印鑑を本會社に屆出づべし其の變更の時亦同じ

第二十二條　株式を讓渡す時は本會社の定むる書式に依り當事者連署の書面にて株券の書換を請求すべし但し相續の開始遺言又は裁判の執行等による株式の承繼者が株券の書換を請求する場合は戶籍吏の證明書又は本會社の必要と認むる證據書類を添付するを要す株式の讓渡は讓受人の住所氏名を株主名簿に記載し且つ其の氏名を株券に記載するに非ざれば本會社に對し其の效力を失ふ

第二十三條　株主は其の株券を毀損し又は紛失したる株主は其の事由を詳錄し本會社の適當と認むる二人以上の保證人の連署せる證書を提出して新株券の交付を請求するを得但し紛失の場合に在ては請求者の費用を以て其の旨を公告し公告の日より六十日を經過するも異議申出者無き時に限り新株券を交付す（未完）

●拓殖定款ご株募集案認可

東洋拓殖株式會社創立委員長より農商工部大臣に認可を申請したる同會社定款及び株式募集案は昨日附を以て共に認可せらる

●紅蔘密輸送に就て

韓國政府に於ては本年七月法律第十四號を以て紅蔘專賣法を發布し紅蔘製造の原料たるべき水蔘は政府之を收納し且其製造したる紅蔘は政府又は政府の命を受けたるものにあらざれば之を賣却し又は輸出することを禁止せられたるに付鐵道管理局は取扱者に於て右密輸送の疑あるものを發見したるときは荷物は其儘取扱ひ發着驛名及荷主住所氏名を附近警察官署に通報することゝなれり

●大同會の解散

本年二月政治教育產業の發達を促し國利の增進を圖る事を標榜して組織したる大同會は昨年解散を命ぜられたる排日派の團体同友會に關係を有せし者の團体にして徐肯淳を會長として日本人高橋久司渡邊玄酉中尾宇內等の關係せる者なるが會員の募集地方支部の設置等に關し詐欺的の行爲あり且つ會員の行動は一般に治安を害するものと認められ一昨日內部大臣より解散を命ぜられたり

●實業會の會務擴張

西部大貞洞なる帝國實業會は今回會務擴張の計畫を立て副會長閔元植は大邱、東萊、昌原、晋州、公州、清州の各地方に出張する由

●議員總選擧

京城居留民會議員總選擧は既報の如く民長官選令撤廢期成同盟會に對する革新同志會中央組合及び京城公民會起りて大混戰となりしが公民會は同盟會の優勢なるに辟易し幽靈の如く何日の間にか消へ去りたれども革新同志會は其別働隊たる中央組合と合同して同盟會に當りあらゆる手段を用ひて自派を撰擧せんことを勸誘せしも有權者は何ぞ傀儡的團体に魅せらるべき其大部分は同盟會員を擧ぐることに決したり斯る激甚なる大混戰の中に一夜を明かし大決戰の當日となるや有權者は其會の印を書したる小旗を立てたる人力車に乘じ豫定の時刻より會場たる民團役所に向つて東より西より北より南より驅せ付たり斯くて午前七時より到着順に投票し午後二時投票を締り夫より撰擧立會人と共に開封に着手したるが其總**投票數は千百九十八票**にして同午後七時中間締切の結果左の如し

百二十三	田中始一郎
百九十	和田常一
百四十三	城六太
百八十	林田金次郎
七十八	增田三穗
七十九	進辰馬
百七十四	中村再造
百七十	山口太兵衛
百二十	關繁太郎
百五十三	菊池謙讓
九十一	三好和三郎
百四十四	前田熊市
九十四	白木爲次郎
百〇一	石井新
八十七	濱野德次郎
百十六	梶原末太郎
百十七	釘本藤次郎
百七十一	大村保太
百十八	中島司馬之助
百廿四	曾我勉
百十一	松永達次郎
百三十二	古城管堂
百十五	森勝次
百三十	秋吉富太郎
百十八	皆川廣濟

●モクデキ島燈臺建設

大連より仁川に入港する軍艦大形汽船は仁川港を距る五十浬の一孤島モクデキ島附近の航路頗る危險なるを以て多くは同島附近に於いて一泊し翌朝仁川に入港し居る爲め一般航路は非常に不便を感じ居たるが今回仁川燈臺局にては同島に佛國式電氣廻轉持久燈臺及霧警報號を新設することに決し近々工事に着手する筈

●鐵道乘車賃の割引

來る二十四日京城に於て開會さるゝ赤十字總會に付各地方より參列すべき人々の便利を計り同線の各驛にては南大門停車場迄の三割引往復を發賣する由

●仁商課金査定會

仁川日本人商業會議所にては豫報の如く一昨日午後七時より課金査定委員會を開きたるが出席委員町田、市川、青木、美濃谷の各委員は課金等級に關し種々審議する所ありたる結果一等より九等までの間に於いて大異動を生じ總計百二十五圓の增收を見ることゝなりたるが豫定の如く特別準備金になすことに決定したり

●仁川埋築出願

別項記載の埋築は昨日直ちに韓國政府に其許可を出願したるを以て右許可あり次第直ちに工事に着手すべく竣工期は來春に至るべしと

●九月中の外國貿易額

九月中に於ける外國貿易額は輸出九十四萬三百四十一圓輸出三百九十七万二千八百一圓にして輸出品中の重なるものは米四十四万千九百四圓、小麥三万二千八百九十二圓、大豆十六萬千百六十三圓、牛皮五萬七千七百三十六圓、木材及板四萬五千六百五十圓、肥料二万二千百十四圓、紙二万四千七十八圓、生牛二萬六千五百八十五圓なり又輸入品中十萬圓以上のものは生金巾二十四萬六千八百六十三圓、シーチング三十八萬九千七百五十一圓、晒金巾十九万七千六百四圓、日本木綿十七萬二千八百八十七圓、絹布二十万千九百十八圓、石炭十七万七千六百五十八圓、木材及板十五萬五千三百二十圓、綿絲（各種）十九萬五千二十六圓にして之を前年同月に比すれば輸出に於て四十一萬七千七百五十四圓を減じ輸入に於て五十八万四千六百二十一圓を減じたり

●清國人の不法行爲

近來清國人の跋扈其の度を高め韓人に對して不法行爲をなす者往々ある由にて最近に於ける銅峴分署管內に於ける實例左の如しと云ふ

一、客月廿五日午後五時頃水標橋通居住料理店東泰居は中部於義宮內居韓人趙東先に飲食料三十圓の未拂ありと稱して擅に自巳居宅內に誘え抑留し翌日に至り銅峴分署は訴に依り事實取調の上清國巡補廳に交涉して此れを放還せしめたり

二、本月五日西部越橋八十八統一戶居住乘芝は銅峴武橋居韓人李啓錫に十六圓の貸掛金あり其拂期限に至るも其の義務を果さゞるを以て約束に基き代償として家什を持去るに際し來客者の長衣外二點をも併せて持去りたる事實あり同署は被害者の訴により清國巡補廳に交涉し被害品を還付せしめたり

三、本月六日南署草洞居王明軒は同署五壯洞居韓人金應九に貸掛金十八圓餘あるを督促の爲め其の居宅に至り詰爭の末遂に金を毆打して輕傷を加へたり

●拓殖委員の副統監訪問

東洋拓殖株式會社創立委員は昨日午前統監府に曾禰副統監を訪問し歸韓の挨拶をなせり

●拓殖委員の蠶島行

日本より歸りたる東洋拓殖株式會社創立委員一同は本朝農商工部技師の案內にて蠶島なる園藝模範場を視察し正午日本人倶樂部に於ける趙農相の午餐會に招かれ午後は更に白雲洞なる模範殖林の視察をなす筈にて一同は明日夫れ〳〵歸鄕すべしと

●慰勞會ご埋築重役

仁川居留地先埋築の事は昨紙記載の如く信夫理事官の盡力により無事通過したるが本埋築出願者なる加來榮太郎、萬玉岩吉、奧田貞次郎、高田常三郎、頴原修一郎、秋田毅の七名は一昨夜淺岡に會合し信夫理事官を招き慰勞の宴を張りたるが席上右七氏は埋築組合を組織することゝなり頴原修一郎氏專務員に推され桑野良太郎氏は相談役となれり

●支店長懇親會

仁川十八、五八兩銀行支店長、郵船、商船、三井、倉庫、各支店長は本日午後六時より隣樓に於て懇親會を兼ね足立瀧次郎氏の送別會を催す由

●漢城師範の運動會

官立漢城師範學校に於ては來る十日午前九時より同校庭に於て秋季運動會を催す筈にて夫々招待狀を發したり

●木內次官の歸朝

木內農商工部次官は一昨七日午後東京出發歸任の途に就きたる電報あり途中馬關に一泊し京城着は十日夜の豫定なり

●中島憲兵少佐の來着

滿韓駐劄の憲兵隊視察のため中島憲兵少佐昨夜來京す

●生田書記官歸任

上東中なりし生田農商工部書記官は一昨七日夜歸任せり

●本多庸一氏

メソヂスト教會監督本多庸一氏は本日の夜行にて釜山より入京し略一ヶ月の豫定にて在韓の同派各教會を巡回する由なり

●木原外七氏

北陸地方に出張し佛教の中心點にて大擧傳道を爲したる同氏は種々の迫害に堪ね多數の求道者を起して一昨夜歸京したる由

●米澤牧師來任

日の出町京城基督教會にては久しく牧師欠員のまゝなりしが日本基督傳道會社は、曆韓國傳道に力を盡す筈にて[illegible]敎會中靑年有爲の牧師として[illegible]ある米澤尚三氏を赴任せしむる事となり同氏は家族同伴明十日着任の筈なりと

●驛長の交迭

京義線與水驛長土川繁之助、同郭山驛長茂野松平の兩氏は九月三十日附にて交迭したり

●理事廳職任命

八日附を以て左の通り任命あり

任理事廳屬　五級俸下賜　山本與

命群山理事廳勤務

公人私人

▲藤原元太郎氏（岡山縣韓國農業組合會理事）昨日入京山本旅館

▲水田富太郎氏（同上）同上

▲石井爲雄氏（憲兵隊附三等主計）一昨日平壤へ向け出發

●近事片々

▲在韓廿三年最も韓國情に通曉せるスタランドン博士の韓人觀は公平且要を得たり

▲韓人は未だ原因結果の理法を解せず五百圓の價値ある家屋を五十圓を以て質入し

▲約束の期限到來返濟する能はず其結果

▲抵當家屋を流すなり茲に於て債權者を怨む

▲多く債權者は日本人なれば之を以て日本人を不正呼りをなす眞に謂れなき事也と

▲韓人は約束を違ふた何共思はず其場合は權利者の前に掌を合すれば濟むと心得る

▲二と二を合すれば四となるも格段の場合は三となるの信仰を有し居るさは面白し

▲韓人の狡猾なることは到底日本人も西洋人も及ぶ所に非ずとは最も適切なる觀察

▲日本人にして不正の事業をなしたりと云はる場合には其蔭に必ず韓人が隱れ居る

▲要するにス博士の觀察は現に角一部の眞相を穿ち居る流石は韓國通加之眼識公平

▲韓人は狡猾なる丈け教ゆ可らざる人種に非ず教導宜きを得ば善良の國民たらんと

▲此見解は些と買被り過ぎたらんか三百年の後は知らず今の處では見込なし

▲韓人中政治的意味を以て基督教に改宗する多しとの世評は異なりとは俄迄眞面目

▲併し斯る事は啻に韓國のみに非ず何國にも有勝也之を感陶改善するが宣教師の任

▲米國の教會でも醫者や辯護士で商賣繁昌の爲に出入するもの尠からずとは異實也

▲統監政治の將來は極て樂觀的也勿論彼岸に達する迄には種々困難あるべしと云ふ

▲博士の彼岸とは何を意味するものにや將來の樂觀とは如何なることか甚だ不明也

▲韓國が立派に獨立する樣になると云ふ意味乎日本の保護權は更に伸張するの意乎

▲博士と雖も韓國が將來立派なる獨立國となるべしと思ふまじ之れ甚だ解釋に苦む

▲東拓韓國委員等頻に日本觀察談をなし日本の文明を稱揚するも唯夫れ皮想の見耳

▲東京に於て諸所にて懇篤なる待遇を受けたるを誇りがに語る之が渠等の御土產也

▲鄕里に歸りて能く日本の事情を語るべしと揚言するも其實腹中は猜欺端々たらん

▲米國艦隊の來航近し我接伴艦隊は戰艦[illegible]なりと聞く定て壯觀ならん

▲其際我艦隊の演習あるべく米國艦隊の目前此壯擧をなす其威容の嚴なるに驚かん

短篇小説

舊友（八）

青楓作

鏡で雪子は、れ召物を着換へて、再び書齋に入ると

「奥さん何時れ歸宅りでした」

細田は、笑を湛へて雪子を見るのである

「ハイ貴郎よりも、一歩先に歸りましたのよ」

「大分御緩くりでしたな」

「あの久濶で訪ねたものですから、談話はそれからそれと花が咲きましてね、とう／＼こんなに遲くなりましたわ」

「ハ、ハ、ハ、そうですか、併し結構です、人間は到底窮屈に堪られるものぢやありませんから、時々は氣保養に出掛けるも宜いです」

細田は、髯を撫して村田を顧る村田は雪子と顏見合した。

雪子が朝からの外出は、如何なる意味の含まれ居るや、又如何なる家に行きしか細田は少しも知らないのである。

「まア早く酒肴の準備でもするがよい」

「ハイ」と、雪子が立つて階子段をおりると、二人も續いて書齋を出で、次の八疊の間に通つた。

「細田君、今日の雪子の外出に付ては、如何な意味を藏して居るか、君は知るまいね」

村田は細田に向つて突如にかく問ふのである、問はれて細田は

「如何な意味」

と、呟き乍ら首を傾けたが

「それは無論知らんよ」

と、斷乎り答へた。

「左樣か、實は藤枝さんを訪問したのだ。僕は、君が藤枝さんに對する熱烈な情を見るに忍んので、藤枝さんの君に對する態度は、甚麽であらうかと、畢竟雪子を探偵に使つたといふ譯さ」

一度世をすてた自分を、復び活ける社會に導かうとする友の苦心、その情ある心も知らで、氣保養といつた今の一言が泌々と胸にこたへる。

「村田君、僕は何にも言はん、この通りだ」

細田は、兩手を合して伏し拜まうとする。

「君、何を云ふのだ、濟らんことをするな」

と、村田は其手を拂つて、

「僕は、雪子から單に上々の首尾だと話されたのみで、未だ詳細を聞かんのだから、飲み乍ら聞かうじやないか」

「オイ／＼まだ仕度は出來んのか、長いなあ」

「ハイ唯今直きに……」

階下から聞ゆるのは雪子の聲である。

屋外は車の往き來が喧すしくなつて來る、間もなく雪子の御手料理になる肴と共に酒が整へられて、夫人雪子も夫の側に座を占めた。

「奥さん、僕は全く面目ないのです、貴女が僕の爲めに盡して下さる心を知らんで、氣保養だなど／＼申しまして、何卒惡しからず御赦しを願ひます」

細田は、只管に詫びるのである。

「否ね、貴郎決してそんなことを氣になさらんでもよいですわ」

「細田君、まアそんな濟らんことを止せ、さアドシ／＼干し給へ」

村田は、グイと飲んで、細田に献したのである。

「よねッもつと熱い燗を持つて來い、酒は熱くなくちや不味いよ」

「ハイ」

女中は、トン／＼と階下におりるのであつた。

●選擧雜觀

●民團役所前の光景……

昨日民團役所前に於ける議員撰擧の光景は却々に目覺ましく人車縱横に飛びかひ有權者の往復恰かも織るが如く午後一時頃に至りては殆んど通行も出來兼ねる程の雜沓を呈せりマツ期成同盟派の事務所は西部を小川勝平方に設け東部を增本、中島、木尾の三ケ所に構へ次で革新會及び中央組合は岩本及び目黑方に陣取りしが同盟會に反對の有權者は一見して同盟派の如何に勢力多きかを知るもの〻如く從つて此の方面のあたりの光景を目擊して今更らながら同盟派に投票せざりしを悔ゆるもの〻如き感ありしもの少なからざりきさはれ當日の同盟會及び革新派の態度は明かに此の兩派に於ける居留民の信望の多少をトするに足るべきか

▲同盟會の沈靜　流石は公平なる居留民の推選に係る丈ありて會員一同の行動は至つて沈靜にして毫も猥狽、惑亂、血迷ひ等の見苦しき態度なしもし有權者にして事務所に來る事あらば相當に勞を犒ひ意を謝するべけれど強ひて要らざる世辭又は愛嬌を振り撒く等の事なく極めて沈靜に公平に各々一致の行動を取りしは彼の革新派に比して雲泥の差ありき

▲革新派の面眼　さても恬穩なるは革新派の行動なり第一消防組の勇み肌迄が何事を爲すや積にや揚々車に打ち乘りて市中を疾驅し一杯機嫌でそこ等此所を飛ね廻り居る事と御大將秋吉氏がフロツクコートに金縁眼鏡の扮裝で理事廳前の四ツ辻にテーブルを據へ眼鏡越しに向より來る有權者の面付きを窺ひ居る事とそれに二三人の若者を所々に派し自派投票者は勿論同盟派の投票又は通行人迄にも吞貰敷島に火をつけて一服召し上れと誤愛嬌を振り蒔かせ居りし事等なり思ふに之を見ても革新派が如何に血眼となり居りしやを想像するに難からざるべし

▲中央組合の寂寞　革新派の分身たる中央組合は實に寂寞たるものにて殆んど氣の毒の觀ありき白木氏が秋吉氏と共に表に出しやはり何うやら斯う心配さうな顏付きなりしが部當八幡ぞかし彈丸が上つたり下つたりしたことなるべし大村氏の血相又普通にあらず何うあつても當選せざれば親戚朋友に面目なしといふ風に見受けたり

●京城基督敎靑年會　當地在住者中比較的覺醒者多く隨つて家庭の樂みを受くることを得ざると同時に耳目を樂ましむべき娛樂なき爲め不知不識酒色に耽るの傾きあるを嘆じ大審院長渡邊暢氏等今回京城基督敎靑年會を設立し名士の講演、英語の講習、樂書の研究其他娛樂器具の設備等をなし世道人心の慰安を圖る筈なりと尙は會長は渡邊大審院長なりと云ふ

●高麗燒其他大競賣會　本町三丁目骨董店近藤佐五郎氏の會主にて京仁の某々家所藏の高麗燒及び書畫骨董の大競賣會を來る十日午後一時より十一日午前八時より午後九時迄の兩日南山町三丁目巴城館に於て開催する筈なれば同好の士は陸續來會さるべきなり

●漁獲フカ一千尾

●迎日灣の漁業●

釜山理事廳管內迎日灣に於ける漁業は昨年末より本年夏季に掛け極めて不結果にして漁夫の如き一時全く引揚げたる由なるが今や秋冷漸く漁期に入り各地より漁業者の渡來する者相踵ぎ佐賀縣漁業組合の如きは去月廿三日鱶一千尾を漁獲し今後の漁獲極めて好望あらんと勇み居れりと云ふ尙は山口縣大津郡山田組漁夫百拾名は同じく去月廿三日來着し延日郡東海面大冬背に於て漁業を開始したりと

●不貞の妻　元大東倶樂部の腹畑とかいふもの〻妻シヅといふは中々の莫連者にてまだ肩上げの取れぬ時分から男狂ひに浮身を窶し果ては生れ故鄕を出奔して浦鹽方面迄出稼ぎしたる强かものなるが今同人の素性につき大体の所を記載せんにシヅの生れ故鄕は長崎縣浦上にて父の生存中は資金も相當にありし所から世間普通の敎育も授けられ頓ては一廉の女として恥かしからぬ程になりしがシヅは少し許りの學藝の身に備はり居れるを鼻に掛け追つては洋行するか一生夫は持たぬとか勝手の熱を吐き居りし爲め可惜花の盛りの年頃も夢の中にくらせしかば父は心を痛め屢々娘に向つて其の不心得を諭せどもシヅは更に聞き入れず却つて父を罵り込むる有樣に人好しの父は強ひてとは言はず獨り老の胸を痛むるのみなりしが其の後程經て父は此の事を苦にし終に病の床に伏せし間もなく彼の世に旅立ちしかばシヅは今更ながら我が身の不幸をかこち悲嘆の涙に搔き暮れしも其はホンの束の間再び元のオキヤンとなりしかば親族一同のものもいろ／＼と心を痛めしが此れは一番婿養子を貰ふに若かずと協議せし結果同村の某なるものを貰ひ受くることゝはなりたりサテシヅも婿養子を貰つてよりは以前に比して性質もしとやかになり夫婦の間も睦しかりしが儘にならぬは浮世の習ひにて其の後幾干もなく養子といふはフトした病より終には重き枕に就き果ては敢なくも他界の人と化せしよりシヅの悲嘆は譬ふるに物なく當坐は日々夫の位牌の前に坐はりて泣き崩れ居りたり

●只飮みの亂暴　大分縣平民旭町二丁目三十二番戶土方職河野三郎（二四）は生れながらの懶惰ものにて三百六十五日一日も金といふ物懷ろにしたこともなく寢て食つて起き寢といふが能にて外に働くことを知らぬ男にて今までも隨分無錢飮食をなしたる經驗ある由にて昨日も午前三時竹園町一丁目山遊樓にて一圓十錢餘の駄腹を肥したる揚句が例の手段にてグダを卷きたる上皿を投げ德利を割るなどの亂暴を働きて止まる模樣もなければ已を得ず銅峴分署に訴へ出で其筋の出張を煩はしたるを以て親類筋なる某が中裁に入り目下奔走中なりと困つた男なり

●出かけの駄賃　住所不定の金順玉（五七）は昨日午前十時臭ひ飯を喰つた監獄から放免され久し振りに靑天井の下の大道を人間らしくコツ／＼歩きながら東部管內の某所まで來りし際一枚の衣類が落しあるより出がけの駄賃これは甘い最幸好しと打喜びソツと拾ひ取りクルリと折曲げて脇に挾み何食はぬ面して銅峴派出所前に差し掛るやコラと一聲呼び止められ不審の廉ありと訊問中隣洞三十三統一戶陸成俊（三七）なるもの來り此衣類は自分が遺失したるものなりと屆出たるより此奴不屆者監獄から出たばかりの途中で人の落し物を拾ひ盜むとは不埒千萬の至りなりと早速引致されたりと

●魚賣と自轉車の衝突　昨日午前十時頃南部警察署の巡査が自轉車に乘じ本町一丁目郵便局前を疾驅し來る際日の丸組の魚商が魚類を入れたる籠を擔ひ來るに出會しアツヤと云ふ間もなく衝突したれば何かは堪るべき巡査は自轉車より墜落し魚商は籠を跳ね飛ばされ魚類は路傍に散亂したるは氣の毒なりし

演藝界

▲京城座●　石見一座本晩の替り狂言は「辨天お貞」にして重なる配役は左の如し

番人助介（石見）署長田村退介（稻葉）鹿野松次郎（尾崎）お貞妹お新（桂木）西村長五郎（吉井）毒婦辨天お貞（横山）銀行取締役榊原（山岡）若旦那丹二郎（松咲）巡査雲井初夫（松村）部長原田金縮（松岡）仲居おきせ（淺香）讀賣西田（小石見）探偵長鹿野龍三郎（青山）仲居お文（阪本）刑事近藤瀬野

●同　可　娛　欄（十）

●狂　歌（四日の本紙參照）　魚友　御史

▲狂言的の離別

あら不思議昨夜別れた若夫婦今日は覺悟の音も無き筈

▲情夫狂の女房

獨本らず二八三〔？〕の孫重ね嘘じやムらぬ本町二丁目

▲運送屋の痴狂

運送屋戀の重荷を双肩に掛けふさ子可愛と登樓る山遊

●（平）●（民）●（文）●（庫）●

僕は生來多情漢である而かも時々自ら幾手古な空想に捕はれる事がある嗚呼世上三千の美女吾が所有ならばと嘆息を洩らさずに居られぬ質に／＼（悶愛生）▲自分は常に思つてゐる事があるそれは彼の理髮師が就業中客に接する每に彼の口に白木綿を覆はしむることである（衛生係）▲韓國も漸次寒風に送られつゝあるが此れては十二月頃は到底辛抱は出來まいな（始めて生）▲本町座には女俳優はオプツ、（困り生）▲小生は近頃非常に憂鬱症に惱んでゐるが何とか全治の方法はあるまいか（あゝ生）▲近頃盜人が澤山殖えて來た寒くなつたからであらう（用心生）▲吉原樓上醉花眠といふ詩の一句がある吾れは新町春樓上醉君香（友生）▲夏の尤も暑い時には道路を步く夫婦が肩を接して居る寒い今日は全く反す妙なものなり（見た人）▲南大門の大門もあれで見事だんべ（田舍生）▲冷酒は身に害する由なるが溜して然るか（冷酒生）▲貴社の三面は中々振つてゐます益々雄健の筆を振はれん事を（三面子）▲思ふまいぞ／＼最う思はぬと思へば思はず思ひ出すが困つたものなり（ラブ生）▲私は米屋の番頭なるが朝が餘り早いから獨身主義を唸り居りますが何んとか方法はありますまいか（三九郎生）▲私方の娘昨今券りにチーバリ（本町生）▲それは誠に困りですねマア年はおいくつですかそれを聞きました上で何んとか御返事をします（小僧）



新講談

女俠秋瑾の傳（九）

紹興の知府貴福は、恩銘撫の親戚の間柄であるので、勉めて徐錫麟の黨與を捕へて讐を報いんとし、捜索甚だ嚴密である、然るに愛に實際徐錫麟の黨與で、現に常に通信を絶やさなかつた胡某、袁某の兩人は、此の形勢を見て禍の身に及ばんことを虞れ、敢て一計を案出して、一日密かに貴知府を訪うて、態ざと心配面を裝ひ。

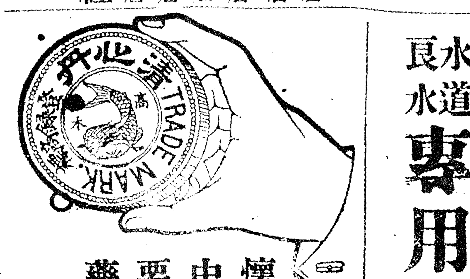
「貴知府閣下、今日は密に一大事をお報せに參りました、それは他かの事でもない秋瑾女史のことでございます、彼れは確かに徐錫麟の黨羽で、常に往來もすれば手紙の遣り取りもする、而かも其の手紙は總て無論なく、全く叛逆に關する密書である、早く枝葉を枯らして、禍根を斷なければ、中國の前途大に憂ふべきものとなります。嘘ではござらぬ速かに秋瑾を捉へて訊問をなさいませ。」

と胡某が遣つたが、貴知府は容易に信ずべき色が見ねず兩眼をつぶつて考へて居りますので今度は袁某が代つて如何にも忠義顏

「貴知府閣下よ、決して疑ふことをなさるな、彼の秋瑾に排滿の意あることは既に久しい話で、平素の言行でも知れてある、現に秋瑾は母の家に鐵砲六百挺を藏匿して居りまする、貴知府若し嘘だと思召したら、官兵を派して捜索なされば直ぐ分ることでございます。私は決して貴知府のれ役人方に向つて嘘言を申すやうな男ではございませぬ。」

と誠しやかに遣つた、如何にも秋瑾は當時母の家に歸省して居たので、思ひ當る節のないでもない、其所で貴知府は取敢ず兩人の言を信じ、直ちに官兵三百名を急派して秋瑾の母の家を圍み、隈なく捜索を遂げたが、軍用銃らしいものは一挺も見當らず、鐵砲のテの字もない、ソコで官兵等の失望は言ふ迄もなく貴知府に於ても一番に思つた清曆光緒三十三年六月の五日、即ち我が七月の十五日紹興知府の貴福は、捕吏を差遣して秋瑾を捕へ、衙門に引致して罪囚扱ひに出でた、併し貴知府は秋瑾と面識ある間柄、一旦訊問所には廻したが妄りに威を加へない、却つて大に勧つて先づ席を與へ更に湯麵一椀を侑めて飢を滿させた上、言葉靜かに訊問に取掛ることを宣告した、秋瑾は眉を顰めて。

「妾に何んの罪があつて御訊問になりますか。」



●新聞料 ▲一枚金二錢 ▲一ケ月前金卅五錢 ▲三ケ月前金 ▲六ケ月前金 ▲一ケ年前金
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行金四十錢 ▲特別

發行兼編輯人 秋山三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新聞社 京城南大門通 電話六六三番